



平成23年3月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第1186号不当利得返還請求控訴事件 (原審・大分地方裁判所中津支部平成22年(ワ)第188号)

口頭弁論終結の日 平成23年2月15日

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
上記代表者代表社員	CFJホールディングス株式会社
上記職務執行者	浅 野 俊 昭
上記訴訟代理人支配人	植 田 将 美

被 控 訴 人

被 控 訴 人

被 控 訴 人

上記3名訴訟代理人弁護士

松 尾 康 利

主 文

- 1 控訴人の被控訴人 [redacted] 及び同 [redacted] に対する控訴をいずれも棄却する。
- 2 原判決中被控訴人 [redacted] に関する主文第3項を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人 [redacted] に対し、3万4465円及びこれに対する平成20年11月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人 [redacted] のその余の請求を棄却する。
- 3 控訴人と被控訴人 [redacted] 及び同 [redacted] との間においては、控訴費用

は控訴人の負担とし、控訴人と被控訴人[REDACTED]との間においては、訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを5分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人橋本孝代の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

ア 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、25万5627円及びこれに対する平成22年8月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、78万3271円及びこれに対する平成22年8月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被控訴人[REDACTED]及び同[REDACTED]のその他の各請求並びに同[REDACTED]の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

(1) 本件控訴をいずれも棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 当事者の主張

当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実」中の「第2 当事者の主張」欄に記載（2頁11行目から6頁9行目まで。なお、別紙計算書1ないし7を含む。）のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決2頁19行目の「被告」を「ディックファイナンス」と改め、21行目冒頭の「限法」の次に「(ただし、平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ)」を加え、3頁16行目の「被告」を「ディックフィナン



ス」と、4頁9, 12, 13及び15行目の各「受益の日」をいずれも「最終取引日の翌日」と、22行目の「被告」を「ディックファイナンス」とそれぞれ改め、25行目の「異なる基本契約に基づく」を削除する。

- 2 同5頁12行目の「被告」から14行目の「せず、」までを削除し、17行目の「被告」を「ディックファイナンス」と改め、末行の「被告」から6頁初行の「せず、」までを削除し、6頁4行目末尾の次に「したがって、控訴人は、これを前提として、被控訴人[REDACTED]に対し、貸金残債権をもって、同被控訴人の過払金債権と相殺する旨の意思表示をする。」を加え、8行目の「本件」を「原審第1回」と、9行目の「時効」を「上記取引に係る過払金債権につき消滅時効」とそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所の判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「理由」欄に記載（6頁11行目から9頁23行目まで。なお、別紙計算書1ないし6を含む。）のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決6頁15行目の「被告」を「ディックファイナンス」と改め、17・18行目の「異なる基本契約に基づく」及び21行目の「原告」から22行目末尾までをいずれも削除し、末行の「ものの」の次に「(乙17)」を加え、7頁4行目の「で基本契約を締結せずにされた」を「における」と改め、5行目の「行われており、」の次に「基本契約書(乙4)の有無にかかわらず、全体としては」を加える。
- 2 同7頁10行目の次に改行して次のとおり加える。

「この点について、控訴人は、①の取引の最後の貸付け（平成8年4月19日）から②の取引の最初の貸付け（平成11年9月6日）までに約3年5か月の間隔があることや、①及び②の各取引が基本契約に基づかない貸付取引であるのに対し、③の取引は基本契約（乙4）に基づく貸付取引であることなどからすれば、①ないし③の各取引について、事実上1個の連続した貸付

取引と評価することはできないから、前の取引で生じた過払金を後の取引の貸金債務に充当する旨の合意は認められないと主張する。しかし、前記認定・説示したところに照らせば、控訴人の指摘する上記事情によって前記判断が左右されるものではなく、控訴人の上記主張は採用できない。」

- 3 同7頁末行の「被告」から同行の「みなし」までを「弁論の全趣旨により認められる（なお、控訴人は、債権譲渡の時点で過払金返還債務が発生していないことを理由として、上記承継を否認するが、そのような事情によって上記承継の成否が左右されるものではないから、採用できない。）。したがって、」と、8頁9行目の「被告」を「ディックファイナンス」と、19行目の「被告」から20行目の「みなし」までを「弁論の全趣旨により認められる（前記判示のとおり、債権譲渡の時点で過払金返還債務が発生していないという事情によって、同債務の承継の成否が左右されるものではない。）。そこで、」とそれぞれ改め、21行目の「上で、」の次に「控訴人の有する」を、22行目の「もって、」の次に「被控訴人[REDACTED]の有する」をそれぞれ加える。

- 4 同8頁23行目の「をすると」から25行目末尾までを次のとおり改める。
「による差引計算をすることとする。

この場合、まず、相殺適状が先に到来することとなる、ディックファイナンスとの取引に係る貸金債権とマルフク等との取引に係る過払金債権の相殺適状日は、前者の取引終了日である平成16年5月19日と解すべきところ、同日の時点における、マルフク等との取引に係る過払金及び利息は合計3万9329円（同取引の終了日である平成14年5月22日の時点における過払金3万5763円とこれに対する翌23日から平成16年5月19日までの728日間の民法所定の年5分の割合による利息3566円（ $35,763 \times 728/365 \times 0.05 = 3,566.5 \dots$ 。円未満切捨て。以下同じ）の合計）であるから、相殺によって、ディックファイナンスとの取引に係る貸金債権残額は17万2526円となる（ $211,662 + 193 - 39,329 = 172,526$ ）。

次に、上記ディックファイナンスとの取引に係る貸金債権残額とアイク等との取引に係る過払金債権の相殺適状日は、後者の取引終了日である平成20年11月10日と解すべきところ、同日の時点における、上記ディックファイナンスとの取引に係る貸金債権残額及び遅延損害金は合計37万5747円（同取引の終了日である平成16年5月19日の時点における上記相殺後の貸金債権残額17万2526円とこれに対する期限の利益喪失の翌日である同月20日から平成20年11月10日までの1636日間の約定の年26.28%（弁論の全趣旨）の割合による遅延損害金20万3221円（ $172,526 \times 1,636/365 \times 0.2628 = 203,221.8 \dots$ ）の合計）であるから、相殺によって、アイク等との取引に係る過払金債権残額は3万4465円となる（ $380,992 + 29,220 - 375,747 = 34,465$ ）。

以上によれば、相殺の結果、アイク等との取引に係る過払金債権が、その取引終了日である平成20年11月10日の時点において、3万4465円残存していたことになる。」

- 5 同9頁初行の「旧貸金業規制法」を「平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧貸金業規制法」という。）」と改め、11行目の次に改行して次のとおり加える。

「なお、控訴人は、被控訴人[REDACTED]に係る①の取引に関し、旧貸金業規制法43条1項所定のみなし弁済の成立要件としての、同法18条1項所定の書面（以下「18条書面」という。）の交付については、最高裁平成8年(オ)第250号同11年1月21日第一小法廷判決（民集53巻1号98頁）が言い渡されるまでは、貸金業者において、銀行振込みの方法により弁済を受ける場合には、弁済者の請求があったときに限り、これを交付すべきものと解されていたところ（同法18条2項参照）、同被控訴人は、銀行振込みの方法により弁済していたが（乙16の1・2）、18条書面の交付を請求しなかったため（乙34参照）、控訴人において、同被控訴人に18条書面を

交付する必要はなかったものであり、また、その余の同法43条1項の要件も満たしていたから、控訴人は悪意の受益者ではない旨主張する。

しかしながら、上記最高裁判決の言渡しより前の時点においても、みなし弁済の成立要件としての18条書面の交付については、銀行振込みの方法により弁済を受ける場合にも、弁済者の請求の有無を問わず、これを交付すべきものと解するのが、下級審裁判例（被控訴人[]に係る①の取引の開始以前のもので公刊物に登載された裁判例の1つとして、大阪高裁平成元年3月14日・判例タイムズ705号175頁がある。）及び学説の多数であったことは当裁判所に顕著である。そうすると、控訴人において、被控訴人[]に18条書面を交付しなかった以上、同法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるということとはできない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

また、控訴人は、被控訴人[]に係る取引に関し、18条書面の控え（乙37の1ないし8）を提出するなどして、旧貸金業規制法43条1項の要件を満たしていたから、控訴人は悪意の受益者ではない旨主張する。

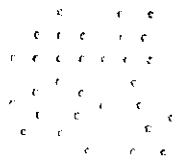
しかしながら、被控訴人[]の弁済回数は合計120回余に上っているところ、控訴人が提出した8通の18条書面の控えのみによって、控訴人が、上記120回余の弁済の都度、同被控訴人に18条書面を交付したものと推認することはできない。したがって、控訴人の上記主張も採用できない。」

6 同9頁23行目の次に改行して次のとおり加える。

「7 まとめ

以上によれば、被控訴人[]及び同[]の各請求は、いずれも全部理由がある。

また、被控訴人[]の請求は、控訴人に対し、過払金元金3万44



65円及びこれに対する最終取引日の翌日である平成20年11月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。」

第4 結論

よって、原判決中被控訴人[REDACTED]及び同[REDACTED]に関する部分は正当であり、控訴人の同被控訴人らに対する控訴は、いずれも理由がないから棄却することとし、原判決中被控訴人[REDACTED]に関する部分は一部失当であって、控訴人の同被控訴人に対する控訴は一部理由があるから、原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 小 山 邦 和

裁判官 中 園 浩 一 郎

裁判官 石 原 直 弥

これは正本である。

平成23年3月29日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 宝 亀 秀 光

